

寒川町告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、町道路線区域の一部を変更する。
なお、下記路線認定調書の幅員および延長に変更はなく、隅切りおよび歩道の整備によるものである。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、令和5年5月30日から令和5年6月12日まで縦覧に供する。

変更前

路線番号	路線名	起 終	点 点	幅員 (m)	延長 (m)
06008	大蔵宮山 8号線	大蔵 宮山	635番 1地先 3847番 1地先	6.00 20.80	2247.80

変更後

路線番号	路線名	起 終	点 点	幅員 (m)	延長 (m)
06008	大蔵宮山 8号線	大蔵 宮山	635番 1地先 3847番 1地先	6.00 20.80	2247.80

令和5年5月30日

寒川町長 木村俊雄